

高額介護サービス費の

手続きはお済みですか？

問合せ 介護給付係 ☎ 89-2157

● 介護保険を利用した1か月の自己負担額が一定金額（上限額）を超えたときは、申請することにより、その超えた分が払い戻されます。（高額介護サービス費）

● 上限額は市民税の課税状況などによって決められ、介護保険サービスの負担が重くなり過ぎないような仕組みになっています。

● 高額介護サービス費の申請は、支払日から2年を経過すると申請できなくなりますので、手続きは早めにお願ひします。

様式第16号
介護保険高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書
(平成 年 月分)

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号	被保険者番号
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性別 男・女
住所	電話番号	
氏名	生年月日	性別
世帯主	介護保険の被保険者の場合被保険者番号	
世帯構成		
能代市長 豊澤有見 様 上記のとおり高額介護（居宅支援）サービス費の支給を申請します。 平成 年 月 日	電話番号	
注意・今回の支給以降、高額介護（居宅支援）サービス費が支払われる申請 手続きは不要です。 また、支給が滞り、お支払いに振り込まれます。 ・給付制限を適用している場合は、高額介護（居宅支援）サービス費の支給 ができません。場合があります。 高額介護（居宅支援）サービス費を下記の口座に振り込んでください。		
口座振替	銀行口座 貯蓄口座 信用組合	本店 支店 出張所
依頼	金融機関コード	店種コード
フリガナ	種目	口座番号
口座名義人	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
市記入欄	備考	
区分	世帯番号	給付制限 状況
1 単独		有・無
2 合算		給付割合

手続きはお済みですか？



- 手続きに必要なものは、次のとおりです。
 - ・各月ごとの領収書
 - （17年10月利用分以降は不要です）
 - ・ご本人の印かん
 - （認め印で構いません）
 - ・ご本人の振込先の金融機関名と口座番号
 - （郵便局以外でお願いします）

◎ 17年10月利用分からは、利用月ごとに申請をしなければならず、1回高額介護サービス費の申請をすると、その後に上限額を超えた月がある場合には、上限額を超えた金額が、申請の際、指定した口座に自動的に振り込まれます。

※なお、17年9月利用分までは、従来どおり利用月ごとに申請を行う必要があります。

◎17年10月1日からの上限額

① 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者など	
② 市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人 (17年9月利用分までは、 1世帯/月 24,600円)	1人/月 15,000円
③ 市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える人	1世帯/月 24,600円
④ 市民税課税世帯	1世帯/月 37,200円

※合計所得金額がマイナスの場合は、0円とする。